

## 正誤表(2021.8.18 更新)

2021 年度合格目標版 中小企業診断士一次試験 一発合格まとめシート 後編(経済学・経済政策、経営法務、経営情報システム、中小企業経営・中小企業政策)におきまして、以下の箇所に誤り及び改正事項がございました。お詫びして訂正させていただきます。

第2章:経済学・経済政策 ※購入特典 PDF は反映済みです

該当ページ	該当箇所	正	誤	更新日																										
16	費用関数			枠の位置がずれており ました。 2021/8/18																										
18	平均費用、平均可変費用 下から 8 行目	同様に、平均可変費用の場合、可変費用 $VC(x)$ は費用 $C(x)$ から固定費用 $FC$ を引いた値ですので、	同様に、平均可変費用の場合、可変費用 $AC(x)$ は費用 $C(x)$ から固定費用 $FC$ を引いた値ですので、	2021/4/12																										
43	ナッシュ均衡 表 7-1	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="2">B社</td> </tr> <tr> <td>価格維持</td> <td>値下げ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A社</td> <td>価格維持</td> <td>(10・10)</td> <td>(4・15)</td> </tr> <tr> <td>値下げ</td> <td>(12・3)</td> <td>(8・8)</td> </tr> </table>			B社		価格維持	値下げ	A社	価格維持	(10・10)	(4・15)	値下げ	(12・3)	(8・8)	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="2">B社</td> </tr> <tr> <td>価格維持</td> <td>値下げ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A社</td> <td>価格維持</td> <td>(10・10)</td> <td>(4・15)</td> </tr> <tr> <td>値下げ</td> <td>(12・3)</td> <td>(8・8)</td> </tr> </table>			B社		価格維持	値下げ	A社	価格維持	(10・10)	(4・15)	値下げ	(12・3)	(8・8)	価格維持の矢印の先 が誤っておりました 2021/4/21
		B社																												
		価格維持	値下げ																											
A社	価格維持	(10・10)	(4・15)																											
	値下げ	(12・3)	(8・8)																											
		B社																												
		価格維持	値下げ																											
A社	価格維持	(10・10)	(4・15)																											
	値下げ	(12・3)	(8・8)																											
50	GNP など	国民所得	国内所得	2021/2/15																										
51	三面等価の原則 下から 2 行目	付加価値を生み出すための設備の減価償却費にあたる <b>固定</b> 資本減耗、	付加価値を生み出すための設備の減価償却費にあたる <b>国内</b> 資本減耗、	2021/2/15																										
72	IS-LM 分析 下から 3 行目	このとき、国民所得は <b>減少</b> し、利率は <b>増加</b> します。	このとき、国民所得 <b>や</b> 利率は <b>減少</b> します。	2021/4/1																										
74	AS 曲線 右下のグラフの吹出し	<b>AS</b> がナナメのエリアなら金融・財政政策の意義はある	<b>AD</b> がナナメのエリアなら金融・財政政策の意義はある	2021/4/1																										
81	完全資本移動、固定相場の際の⑥LM曲線は元の位置に戻り、 <b>金融</b> 政策の効果はなくなりまた金融政策の効果 下から 1 行目	す。	⑥LM曲線は元の位置に戻り、 <b>財政</b> 政策の効果はなくなりまた	2021/2/1																										

該当ページ	該当箇所	正	誤	更新日																														
100	株式会社の機関設計	公開かつ大会社は通れないカベ	大会社は通れないカベ	2021/6/21																														
102	株式会社の機関設計	③の取締役会のマスから⑤の監査役のマスに行くには、公開かつ大会社は通れない壁がありますので、図から⑤の監査役社を設置している会社は①の株主総会と③の取締役会を設置している会社は①の株主総会と③の取締役会を設置した非大会社及び非公開の大会社、	③の取締役会のマスから⑤の監査役のマスに行くには、大会かつ大会社は通れない壁がありますので、図から⑤の監査役を設置している会社は①の株主総会と③の取締役会を設置した非大会社、	2021/6/21																														
106	監査役/監査役会決議	必要得票数の概念なし	必要得票数の既念なし	2021/2/15																														
106	株主提案権	議題提案権 テーマ(議題)を提示する 議案提案権 テーマ(議題)について話し合う 株主の提案する議案が1/10以上の賛成を得られなかったら3年まではその株主提案を拒絶できる	議題提案権 テーマ(議題)を提示する 株主の提案する議案が1/10以上の賛成を得られなかったら3年まではその株主提案を拒絶できる 議案提出権 テーマ(議題)について話し合う	2021/4/3																														
107	株主の権利 下から3行目	議題提案権とは、株主総会のテーマである議題を提示する権利のことであり、議案提案権とは、株主総会のテーマである議題に対する具体的提案である議案を提示する権利のことであり、株主から提案された議案が1/10以上の賛成を得られなかった場合、会社はその議案と実質的に同一の議案について3年を経過していない場合には、その株主提案を拒絶できます。	議題提案権とは、株主総会のテーマである議題を提示する権利のことであり、ただし、株主から提案された議案が1/10以上の賛成を得られなかった場合、会社はその議案と実質的に同一の議案について3年を経過していない場合には、その株主提案を拒絶できます。 議案提出権とは、株主総会のテーマである議題に対する具体的提案である議案を提示する権利のことであり、	2021/4/3																														
120	組織再編のまとめ	<table border="1"> <tr> <td>株式買取請求権</td> <td></td> <td>あり</td> <td>↑参照</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債権者保護手続</td> <td>必要</td> <td>不要</td> <td>株主が承継対象の事業は必要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>労働契約</td> <td>当然承継</td> <td>承継せず</td> <td>↑参照</td> <td>個別の合意は必要</td> </tr> </table>	株式買取請求権		あり	↑参照		債権者保護手続	必要	不要	株主が承継対象の事業は必要	不要	労働契約	当然承継	承継せず	↑参照	個別の合意は必要	<table border="1"> <tr> <td>株式買取請求権</td> <td></td> <td>あり</td> <td>↑参照</td> <td>個別の出資は必要</td> </tr> <tr> <td>債権者保護手続</td> <td>必要</td> <td>不要</td> <td>株主が承継対象の事業は必要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>労働契約</td> <td>当然承継</td> <td>承継せず</td> <td>↑参照</td> <td>承継せず</td> </tr> </table>	株式買取請求権		あり	↑参照	個別の出資は必要	債権者保護手続	必要	不要	株主が承継対象の事業は必要	不要	労働契約	当然承継	承継せず	↑参照	承継せず	2021/2/15
株式買取請求権		あり	↑参照																															
債権者保護手続	必要	不要	株主が承継対象の事業は必要	不要																														
労働契約	当然承継	承継せず	↑参照	個別の合意は必要																														
株式買取請求権		あり	↑参照	個別の出資は必要																														
債権者保護手続	必要	不要	株主が承継対象の事業は必要	不要																														
労働契約	当然承継	承継せず	↑参照	承継せず																														
144	権利 上から10行目	不使用取消審判を請求することができます。	不使用取消裁判を起こすことができます。	2021/4/23																														
174	英文契約書	governing law	governing low	2021/4/5																														
177	英文契約書問題によく出る単語	governing law	governing low	2021/4/5																														
178	製造物責任法(PL法) 時効	損害等を知ったときから5年(吹き出し)人の生命または身体を損害した場合	注釈を示す吹き出しが抜けておりました	2021/2/15																														
181	製造物責任法(PL法) 下から2行目	時効は、人の生命または身体を損害した場合、被害者が損害及び加害者を知ったときから5年	被害者が損害及び加害者を知ったときから5年	2021/2/15																														

第4章:経営情報システム ※購入特典 PDF は反映済みです

該当ページ	該当箇所	正	誤	更新日
199	HTML 関連 下から 2 行目	HTML 文書中に <b>コマンド</b> を挿入し、	HTML 文書中に <b>コメント</b> を挿入し、	2021/6/4
228	Web サービス	②検索と③結果の矢印の向きが逆	②検索と③結果の矢印の向きが逆	2021/3/22

第5章:中小企業経営・中小企業政策 ※購入特典 PDF は反映済みです

該当ページ	該当箇所	正	誤	更新日
260	中小企業の開廃業	開廃業率 開業率:4.4% 緩やかな上昇傾向→ <b>直近は低下</b> ※購入特典 PDF は反映済みです	開廃業率 開業率:4.4% 緩やかな上昇傾向 ※購入特典 PDF は反映済みです	2021/4/28
264	事業承継	事業承継した社長と先代経営者との関係 外部招聘 <b>9%</b> その他 <b>18%</b>	事業承継した社長と先代経営者との関係 外部招聘 <b>18%</b> その他 <b>9%</b>	2021/8/4
267	類型別に見た中小企業 下から 5 行目	類型別に経営指標を見ていくと、高い順に、労働生産性は「② サプライチェーン型」、「①グローバル型」、「③地域資源型」、 「④生活インフラ関連型」となっています。	類型別に経営指標を見ていくと、高い順に、労働生産性は「② サプライチェーン型」、「①グローバル型」、「②地域資源型」、 「④生活インフラ関連型」となっています。	2021/1/31
272	競合他社の数と価格	企業年齢が上がるほど「値下げしない」 <b>割合が下がる</b> 傾向 ※購入特典 PDF は反映済みです	企業年齢が上がるほど「値下げしない」傾向	2021/3/22
272	価格設定の視点	競合起点型 <b>小売・卸</b> 顧客起点型 <b>宿泊・飲食サービス、生活関連サービス</b>	競合起点型 <b>宿泊・飲食サービス、生活関連サービス</b> 顧客起点型 <b>小売・卸</b>	2021/2/6
276	小規模事業者と人材の活躍	従業員規模 <b>60 歳以上</b>	従業員規模 <b>65 歳以上</b>	2021/3/22
288	環境整備	<b>(削除)</b>	<b>中小企業等経営強化法による環境整備</b>	2021/3/22
289	環境整備 上から 1 行目	<b>中小企業等経営強化法による環境整備には</b>	<b>中小企業等経営強化法による環境整備には</b>	2021/3/22
		令和 3 年 4 月 1 日施行の「科学技術基本法等の一部を改正する法律」により SBIR 制度の根拠法が中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律へと変更となりました。		
288	新事業創出支援事業	<b>以下を提出しようと思っている人</b> <del>✓ 新連携計画</del> <del>✓ 地域産業資源活用事業計画</del> ✓ 農商工等連携事業計画	<b>以下を提出しようと思っている人</b> ✓ 新連携計画 ✓ 地域産業資源活用事業計画 ✓ 農商工等連携事業計画	2021/3/22
289	政策横断的な支援 上から 1 行目	この事業の対象は農商工等連携事業計画を提出しようとしている人で	この事業の対象は <b>新連携計画、地域産業資源活用事業計画</b> 農商工等連携事業計画を提出しようとしている人で	2021/3/22
		令和 2 年 10 月の制度改正に伴い、新連携計画、地域産業資源活用事業計画は廃止されました。		

該当ページ	該当箇所	正	誤	更新日
300	企業組合	4人以上の個人(特定組合員として法人も参加OK)	4人以上の個人	2021/6/21
301	企業組合 上から3行目	企業組合の設立要件は4人以上の個人(特定組合員として法人も参加可)で	企業組合の設立要件は4人以上の個人で	2021/6/21
310～315	いろいろな計画まとめ	令和2年10月の制度改正に伴い、経営革新計画の要件が変更されるとともに、新連携計画、特定研究開発等計画は廃止されました。修正点につきましては別紙をご参照ください。	※購入特典PDFは反映済です	2021/4/28
312	いろいろな計画まとめ	地域経済牽引事業計画 直接金融 ○	地域経済牽引事業計画 直接金融 ×	2021/6/1
312	いろいろな計画まとめ	経営力向上計画 税の特例 中小企業経営強化税制	経営力向上計画 税の特例 —	2021/6/10

以上

# 13. いろいろな計画まとめ

根拠法	作る計画	基本計画を決める人	計画を作る人		計画を承認/認定する人 連携なしでOKか	目標値			
			作る人	個別		指標	3年	4年	5年
中小企業等 経営強化法	経営革新 計画	国(主務大臣)	中小企業者等	OK	単一/ 県内： 知事 複数県： 国(主務大臣)	付加 価値	9%	12%	15%
	経営力 向上計画	経産大臣が基本方針、 国(主務大臣)が 事業分野別指針を策定	指針に基づき 中小企業、 小規模事業者、 中堅企業など	OK	高度化事業に 似ている 国 (主務大臣)	給与 支給 総額	4.5%	6%	7.5%
生産性向上 特別措置法	先端設備等 導入計画	経産大臣が導入促進指針、 市区町村が導入促進基本 計画を策定	導入促進基本計画 の同意を受けた <b>市区町村</b> に所在 している中小企業者	OK	市区町村	労働 生産性	伸び率 年平均3%以上		
地域未来 投資促進法	地域経済 牽引 事業計画	国(主務大臣)が基本方針、 市区町村および都道府県が 基本計画を策定	①民間事業者もしくは ②民間事業者と地方 公共団体	OK	①都道府県知事 ②国 (主務大臣)	-	-	-	-
農商工等 連携促進法	農商工等 連携 事業計画	国の同意が必要 国(主務大臣)が基本方針	中小企業者と 農林漁業者が <b>共同</b> で	NG	国 (主務大臣)	-	-	-	-
下請 中小企業 振興法	特定下請 連携 事業計画	国(主務大臣)	下請事業者を 組合員とする 事業協同組合 (+親事業者等)	NG	国 (主務大臣)	取引 依存度	親事業者への 依存度を 年1%以上低下		
中小企業 強靱化法	事業継続力 強化計画	国(経産大臣)が基本方針	中小企業・ 小規模事業者	OK	国 (経産大臣)	-	-	-	-

## 各計画の補足

経営革新 計画	<p>新事業活動とは 新商品/新サービス、新商品/新サービスの売り方に関するもの</p> <p>※2020年10月の改正後は、上記に加え「技術に関する研究開発及びその成果の利用に関するもの」が追加 研究開発を含む機関の場合、計画期間は3年～8年</p> <p>付加価値 (= 営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ← えいじんげん</p>
経営力向上 計画	<p>中堅企業も対象 (中堅企業：資本金10億円以下または従業員2,000人以下)</p> <p>医療法人等、社会福祉法人、NPO法人で資本金(出資金)10億円以下または従業員数2,000人以下の法人も対象</p> <p>計画には ①企業の概要、②現状認識(ローカルベンチマークなどを活用)、 ③経営力向上の目標、結果を示す指標(労働生産性)、④経営力向上の内容 を盛り込む</p>

2020年10月の改正により、新連携計画、特定研究開発等計画は廃止されました。

計画を作るとやってもらえる支援						概要
補助金	融資	信用保険特例	直接金融	税の特例	その他の支援/備考	
一部補助金で優遇	公庫・機構	○	○	×	新販路開拓支援 ・ 中小企業総合展 ・ 販路開拓コーディネート	事業者が新事業活動を行うことによりその経営の相当程度の向上を図る
一部補助金で優遇	公庫・商工	○	○	中小企業経営強化税制 0・1・2・3 固定資産税 0～1/2 (3年間)	・ 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット ・ 中小企業基盤整備機構による債務保証	人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築などで経営力強化
一部補助金で優遇	×	○	×	固定資産税 0～1/2 (3年間)	先端設備等とは労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供されるもの	先端設備等への設備投資を通じて労働生産性の向上を図る
一部補助金で優遇	公庫	○	○	先進的な事業に必要な設備投資への減税措置 ・ 地域団体商標の登録料の減免 ・ 規制の特例		地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業を支援
×	公庫	○	○	×	・ 食品流通構造改善促進機構による債務保証	中小企業者と農林漁業者がお互いに経営資源を持ち寄って有機的に連携して行う事業活動を促進
×	公庫	○	○	×	「依存の状態」とは1つの親事業者から支払われる代金が総収入の20%以上	2者以上の下請中小企業者が有機的に連携し、新事業活動を行い、親事業者への依存を減らす
一部補助金で優遇	公庫	○	×	対象の防災・減災設備は特別償却20% ・ 連携企業や地方自治体等からの支援措置		中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進する

融資	融資の出所 公庫：日本政策金融公庫 商工：商工組合中央金庫による低利融資 機構：中小企業基盤整備機構高度化融資（無利子）
信用保険法の特例	信用保証協会の普通保証、無担保保証、無担保無保証人保証のそれぞれで保証限度の別枠化
直接金融	中小企業投資育成株式会社の特例で、資本金3億円超の企業でも中小企業投資育成株式会社法の株式引き受けが受けられる
特許料減免	特許の審査請求料と第1年から第10年分の特許料について2分の1の減免措置が講じられる（ただし計画開始から計画終了後2年以内に出願されたものが対象）

## SHEET 13 いろいろな計画まとめ

## いろいろな計画と支援策

中小企業政策の分野では、国や中小企業などが作成する各種計画について、その詳細が問われることがあります。それぞれの計画名や、基本計画や個別計画の作成者、承認者、受けられる支援にはどのようなものがあるのかについて、一覧表で比較しながら覚えましょう。

なお、各種支援策には、以下のようなものがあります。

- 国からの補助金（施策によって補助率が異なります）
- 日本政策金融公庫の融資や中小企業基盤整備機構の高度化融資、商工組合中央金庫の低利融資
- 信用保証協会の普通保証、無担保保証、無担保無保証人保証のそれぞれで保証限度の別枠化が行われる中小企業信用保険法の特例
- 中小企業投資育成株式会社法の特例として、資本金 3 億円超の企業でも株式引き受けが受けられる直接金融
- 特許の審査請求料と第 1 年から第 10 年分の特許料について 1/2 の減免措置が講じられる特許料の減免（ただし計画開始から計画終了後 2 年以内に出願されたものが対象）

## 経営革新計画

経営革新計画は、事業者が新事業活動を行うことでその経営の相当程度の向上を図るもので、中小企業等経営強化法を根拠法とした計画です。なお、新事業活動とは新商品または新サービスの開発・生産、新商品または新サービスの売り方に関するもので、個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、原則として承認の対象になります。また、2020 年 10 月の改正により「技術に関する研究開発及びその成果の利用」も承認の対象となりました。事業期間は 3～5 年で、経営の相当程度の向上とは付加価値および給与支給総額の向上のことで、その目標値は付加価値の場合年数×3%で、3 年計画で 9%、4 年計画で 12%、5 年計画で 15%の伸び率、給与支給総額の場合、年数×1.5%で、3 年計画だと 4.5%、4 年計画だと 6%、5 年計画だと 7.5%の伸び率を目標として設定する必要があります。

なお、2020 年 10 月の改正により、研究開発を実施する期間がある場合は、研究開発期間を 0～5 年、事業期間を 3～5 年として、3 年間～8 年間の計画期間とすることができます。

ちなみに、ここで用いている付加価値は「営業利益+人件費+減価償却費」（「えいじんげん」と呪文のようにして覚えましょう）と定義されています。

この計画は国（主務大臣）が基本方針を定め、中小企業者等が計画を作成し（個別可）、単一の事業者による申請もしくは同一県内の事業者での申請の場合は都道府県知事が、複数の県にまたがる事業者の場合は国（主務大臣）が計画を承認し、承認を受けると各種支援策が利用できます。

認定を受けると、ものづくり補助金などの補助金において審査時の加点の対象となるとともに、

日本政策金融公庫による融資、中小企業基盤整備機構の高度化融資、中小企業信用保険の特例、直接金融、特許料の減免、新販路開拓支援として中小企業総合展や販路開拓コーディネートなどの支援が受けられます。

### 新連携計画

---

**新連携計画**は2020年10月の制度改正により廃止されました。

### 経営力向上計画

---

**経営力向上計画**は、人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築などによって経営力強化を図る計画で、**中小企業等経営強化法**を根拠法としています。この計画は**国（経済産業大臣）**が基本方針を定め、それを踏まえ**国（主務大臣）**が**事業分野別指針**を策定し、指針に基づき**中小企業、小規模事業者、中堅企業**などが計画を作成し（**個別可**）、**国（主務大臣）**が計画を認定します。

なお、ここでいう**中堅企業**とは、資本金**10億円以下**または**従業員2,000人以下**の企業のことをいいます。

経営力向上計画には、①企業の概要、②**ローカルベンチマーク**などを活用した現状認識、③経営力向上の目標、結果を示す指標、④経営力向上の内容などを盛り込む必要があります。

なお、③経営力向上の目標、結果を示す指標とは、原則として**労働生産性**を使い、**3年計画だと1%、4年計画だと1.5%、5年計画だと2%**の伸び率を目標として設定する必要があります。

認定を受けると、小規模事業者持続化補助金などの補助金において審査時の加点の対象となるとともに、商工組合中央金庫による低利融資、中小企業信用保険法の特例、直接金融、日本政策金融公庫による**スタンドバイ・クレジット**、中小企業基盤整備機構による債務保証などの支援が受けられます。

### 先端設備等導入計画

---

**先端設備等導入計画**は、先端設備等への設備投資を通じて労働生産性の向上を図ることを目的とした**生産性向上特別措置法**を根拠法とした計画です。この計画は**国（経済産業大臣）**が**導入促進指針**を策定し、**市区町村**がそれに基づき**導入促進基本計画**を策定します。市区町村が策定した導入促進基本計画については国からの**同意**を受ける必要があります。

導入促進基本計画の同意を受けた市区町村に所在している中小企業者は**先端設備等導入計画**を策定し、市区町村に申請し、認定を受けることができます。

なお、計画の作成にあたっては、**労働生産性**の伸び率の平均が**年間3%以上**である必要があります。

認定を受けると、IT導入補助金などの補助金において審査時の加点の対象となるとともに、中小企業信用保険の特例、固定資産税が0以上1/2以下に3年間に渡る固定資産税の特例などの支援が受けられます。順番に「0・1・2・3」と覚えましょう。

#### 地域経済牽引事業計画

---

地域経済牽引事業計画は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業活動を支援するもので、地域未来投資促進法を根拠法とした計画です。この計画は国（主務大臣）が基本方針を定め、市区町村および都道府県が基本計画を策定し、国が同意します。同意された基本計画に基づき民間事業者もしくは民間事業者と地方公共団体が計画を作成し（個別可）、民間事業者の場合は都道府県知事が、民間事業者と地方公共団体の場合は国（主務大臣）が計画を承認します。

承認を受けると、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金などの補助金において審査時の加点の対象となるとともに、日本政策金融公庫による承認、中小企業に対する融資、中小企業信用保険法の特例、先進的な事業に必要な設備投資への減税措置、地域団体商標の登録手数料の減免、農地転用許可や市街化調整区域の開発許可、工場立地法の緑地面積率等の緩和といった規制の特例などの支援が受けられます。

#### 農工商等連携事業計画

---

農工商等連携事業計画は、中小企業者と農林漁業者がお互いに経営資源を持ち寄って有機的に連携して行う事業活動を促進するもので、農工商等連携促進法を根拠法とした計画です。この計画は国（主務大臣）が基本方針を定め、中小企業者と農林漁業者が共同で計画を作成し（個別不可）、国（主務大臣）が計画を認定します。

認定を受けると各種支援策が利用できるようになります。計画の作成にあたっては、付加価値額および売上高が3年計画だと3%、4年計画だと4%、5年計画だと5%増加するような目標を設定する必要があります。

認定を受けると、日本政策金融公庫による融資、直接金融、中小企業信用保険法の特例、食品流通構造改善促進機構による債務保証などの支援が受けられます。

#### 特定研究開発等計画

---

特定研究開発等計画は、2020年10月の制度改正により廃止されました。

### 特定下請連携事業計画

---

特定下請連携事業計画は、2 者以上の下請中小企業者が有機的に連携し、新事業活動を行い、親事業者への依存を減らすことを目的とした計画で、下請中小企業振興法を根拠法としています。親事業者への「依存の状態」とは1つの親事業者から支払われる代金が総収入の20%以上のことを意味しています。この計画は国（主務大臣）が基本方針を定め、下請事業者を組合員とする事業協同組合がそれに基づき計画を作成し（個別不可）、国（主務大臣）が計画を認定します。計画には親事業者への依存度を年 1%以上低下させる目標が含まれている必要があります。

認定を受けると、日本政策金融公庫による融資、中小企業信用保険法の特例、直接金融の支援が受けられます。

### 事業継続力強化計画

---

事業継続力強化計画は、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進することを目的とした計画で、中小企業強靱化法を根拠法としています。また、令和2年10月から感染症対策に関する計画の認定もスタートしました。この計画は国（経済産業大臣）が基本方針を定め、中小企業や小規模事業者がそれに基づき計画を作成し（個別可）、国（経済産業大臣）が計画を認定します。計画期間は3～5年です。

認定を受けると、ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金などの補助金において審査時の加点の対象となるとともに、日本政策金融公庫による融資、中小企業信用保険の特例、対象の防災・減災設備を導入した場合に特別償却20%の税制措置、連携企業や地方自治体等からの支援措置などの支援が受けられます。